



新座市告示第 348 号

ダイレクト型制限付き一般競争入札を執行するので、新座市契約規則（昭和 50 年新座市規則第 15 号。以下「契約規則」という。）第 14 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 28 日

新座市長 並 木



1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 市道第 9 号線維持補修工事
- (2) 工事場所 新座市新塚一丁目、栄三丁目地内
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から
令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）まで
- (4) 予定価格 落札決定後に公表する。
- (5) 工事概要 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により公開する設計図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）のとおりとする。

2 入札手続等の方法

資料の提出、届出及び入札は、新座市電子入札運用基準（平成 21 年 4 月 1 日市長決裁）に基づき、電子入札システムにより行う。

3 契約条項を示す場所

契約規則及び新座市公共工事請負契約基準約款（平成 11 年新座市告示第 137 号）は、財政部管財契約課及び新座市ホームページ（<https://www.city.niiza.lg.jp>）において閲覧することができる。

4 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

令和 8 年 10 月 29 日（木曜日）午前 8 時 30 分から

令和 8 年 11 月 12 日（木曜日）午後 5 時まで

5 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりとし、これを変更する場合は、電子入札システム上で案内する。

- (1) 入札書提出期間 令和8年11月13日（金曜日）午前8時30分から
令和8年11月24日（火曜日）午後3時まで
- (2) 開札日時 令和8年11月25日（水曜日）午前9時15分
- (3) 開札場所 新座市役所 本庁舎4階 副市長応接室
- (4) 開札は公開とする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。立会いのために来庁したときは、本庁舎4階管財契約課窓口において受付を行うものとする。

6 入札に参加できる者の形態
単体企業とする。

7 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 契約規則第13条の規定により市の競争入札に参加させないこととされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 公告日の前日において、令和7・8年度の新座市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に舗装工事を受注希望工事として登載され、次のいずれかに該当していること。

ア 新座市内に新座市と契約を締結する権限を有する者を置く本店又は支店を有し、資格者名簿登載時の経営規模等評価結果通知書に係る舗装工事の総合評定値が800点以上であること。

イ 朝霞市、志木市、和光市、さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、川越市、狭山市、入間市、ふじみ野市、富士見市、所沢市又は三芳町に新座市と契約を締結する権限を有する者を置く本店又は支店を有し、資格者名簿登載時の経営規模等評価結果通知書に係る舗装工事の総合評定値が1,000点以上であること。

- (6) 令和3年度以降に、公共工事（国又は地方公共団体の元請契約）において、

1 事業につき5,000万円以上の同業種の施工実績を有すること。この場合における施工実績は単体企業のものとし、新座市の資格者名簿に登録されている者以外の本店又は支店の施工実績を含めるものとする。

- (7) 舗装工事について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、第3号に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。
- (8) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (10) 主要取引先からの経営状態を理由とする取引停止の事実がないこと。
- (11) 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
- (12) 建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置できること。ただし、下請契約の総額が、5,000万円（建築一式工事の場合にあつては8,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。

また、請負代金額が、4,500万円（建築一式工事の場合にあつては9,000万円）以上となる場合に配置する主任技術者又は監理技術者は、専任でなければならない。ただし、建設業法第26条第3項ただし書を適用する場合は、この限りでない。

8 入札参加資格の有無の確認

新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領（平成19年3月30日市長決裁）に基づき、開札後に確認する。

9 設計図書等の公開

令和8年10月28日（水曜日）から、電子入札システムにより公開する。

10 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、電子入札システムにより質問書を提出すること。

- (1) 質問書提出期間 令和8年10月29日（木曜日）午前8時30分から
令和8年11月10日（火曜日）午後4時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年11月12日（木曜日）から電子入札システムで公開する。

1.1 現場説明会

開催しない。

1.2 最低制限価格

設定する。

1.3 入札保証金

契約規則第21条第3号の規定により免除する。

1.4 契約保証金

契約規則第4条から第7条までの規定による。

1.5 支払条件

- (1) 前金払は行う（請求金額は、請負代金額の40パーセント以内（1,000円未満切捨て）とする。）。
- (2) 中間前金払は行う（請求金額は、請負代金額の20パーセント以内（1,000円未満切捨て）とする。）。
- (3) 部分払は行わない。

1.6 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において入札参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 1者入札であっても入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

工事費等内訳書を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること（ファイル名は、業者名が判別できるものにすること。）。

(4) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

新座市電子入札運用基準の規定による。

(6) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 電子くじ

落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。ただし、オ及びケ(ウ)について、当面の間、工事費等内訳書に、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳の記載がない場合でも、無効とはしない。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

ウ 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札

エ 市の指定する工事費等内訳書又は入札公告において示したものを提出しない者がした入札

オ 不備な工事費等内訳書を提出した者がした入札

カ 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札（工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。）

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者がした入札

ケ 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札

(ア) 記名押印を欠くもの

(イ) 金額を訂正したもの

(ウ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

(エ) 押印された印影が明らかでないもの

(オ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(カ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(キ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(ク) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

コ アからケまでに掲げるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

17 落札候補者の決定に関する事項

落札候補者は、開札において、予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い価格で入札をした者とする。落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を確認するため、落札決定を保留する。

18 入札参加資格の審査等

落札候補者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

なお、入札参加資格審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の審査は行わない。

(1) 提出書類

ア ダイレクト型制限付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 公共工事施工実績調書及び添付書類（契約書の写し及び履行を証明する書類）

ウ 配置予定技術者届及び添付書類（監理技術者又は主任技術者の資格を証する書類等の写し）

(2) 提出方法等

ア 提出期限 落札候補者を決定した日の翌日（閉庁日を除く。）の午後4時30分

イ 提出場所 財政部管財契約課へ持参又は電子入札システムにより提出すること。

(3) 入札参加不適格通知等

ア 落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、入札執行者は、入札参加不適格通知書を送付する。

イ アの入札参加不適格通知書を受け取った者は、当該通知書を受け取った日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、その理由について財政部管財契約課に書面を提出することにより問合せをすることができる。

ウ 落札候補者が提出期限までに入札参加資格審査のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために入札執行者が行う指

示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

19 落札者の決定

入札執行者は、前項第1号の書類が提出されたときは、速やかに落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、当該書類が提出された日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）にその者に通知する。ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。

20 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後に、電子入札システムで公開するとともに、財政部管財契約課で公表する。

21 契約の締結期限及び落札失効に関する事項

契約は、落札者の決定後10日以内に締結するものとし、その期間内に契約書を提出しない場合は、落札はその効力を失うものとする。

なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年新座市条例第18号）第2条の規定による契約については、仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約となる。

22 契約の締結に関する事項

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

23 その他

- (1) 新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札《電子入札方式》参加者心得（平成21年4月1日市長決裁）を熟知の上、新座市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (2) 提出された第18項第1号に定める書類は返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者届に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を配置予定技術者届に記載すること。
- (5) 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (6) 新座市契約に係る労働環境の把握に関する要綱（平成27年新座市告示第39号）に基づき、落札者に対し労働環境の確認を行うものとする。
- (7) 入札参加者は、入札後、この告示、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) この告示に記載のない事項については、新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定によるものとする。

2.4 この告示に関する問合せ先

財政部管財契約課契約検査係

電話番号 048-477-2281（管財契約課直通）